

令和5年度 第2回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(創設及び大規模修繕 書類審査・面接審査)

- 開催日時：令和6年2月19日（月） 15時30分～17時00分
- 会 場：本館地下一階 会議室A
- 出席委員：会 長 （堺市健康福祉局 生活福祉部長） 長尾 正志
 委 員 （関西福祉科学大学 名誉教授） 斉藤 千鶴
 委 員 （堺市健康福祉局 長寿社会部長） 佐野 庸子
 委 員 （税理士） 澤田 直樹
 委 員 （森ノ宮医療大学看護学部 教授） 外村 昌子
 委 員 （関西大学 人間健康学部 教授） 種橋 征子
- 事務局：（堺市健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課） 土中 和彦 ほか
- 事業課：（堺市健康福祉局 障害福祉部 障害支援課） 大伴 和子 ほか
- 案 件 名：大規模修繕及びグループホーム（創設）に係る書類審査、面接審査及び選定について

発言者	内 容
事務局	<p>開会</p> <p>令和5年度第2回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催します。</p> <p>本日の会議内容は、会議録として、発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめ、確認させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>会長及び委員紹介</p>
事務局	<p>定足数報告</p>
事務局	<p>配布資料の確認</p> <p>配布資料の確認を行う。なお、応募書類については事前に事務局より各委員に配付済み。</p>
事務局	<p>各委員に応募法人からの接触等の有無確認</p>
委員	<p><該当者なし></p>
事務局	<p>審査会の趣旨・目的及び守秘義務についての説明</p>

<p>会長</p>	<p>案件審議</p> <p>それでは、議事に入ります。「大規模修繕」の審査方法及び審査基準について、事業課から説明をお願いします。</p>
<p>事業課</p>	<p>大規模修繕の審査方法及び審査基準の説明</p> <p>「大規模修繕」について、既存施設における「防災・減災のための整備」を補助対象としており、特に住まいの場となるグループホームや短期入所では夜間支援があるため、その重要性は増すものと考えています。これらの施設の電源供給及びスプリンクラーについて対象としています。</p> <p>審査基準についてご説明させていただきます。大項目として、Ⅰ～Ⅳまでの項目があります。大項目Ⅰが「法人等の運営の適格性」、Ⅱが「資金計画に関する事項」、Ⅲが「整備の必要性に関する事項」、Ⅳが「運営に関する事項」で、合計100点となっております。</p> <p>各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく事業概要の書類審査に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、点数付けさせていただきます。</p> <p>各委員による点数が基準点70点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外となります。</p> <p>なお、大規模修繕において今回応募は1件であり、順位付けはなく適否の審査となります。</p> <p>審査方法及び審査基準についての説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>大規模修繕の選定方法と審査基準の説明が終わりました。審査基準につきまして何か質問等ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>選定方法及び審査基準につきまして、本審査会として承認したいと思います。それでは、「大規模修繕」の書類審査に入らせていただきたいと思います。案件についての説明を所管課からお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>書類審査</p> <p>それでは、書類審査に入ります。</p> <p>では、事業課から説明をお願いします。</p>
<p>事業課</p>	<p>大規模修繕案件1件（A法人）について、応募内容の概要説明。 ※応募書類により、「法人等の運営の適格性」、「資金計画に関する事項」、「整備の必要性に関する事項」、「運営に関する事項」の概要について説明。</p>

会長	<p>以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。</p>
会長	<p>それでは書類審査の結果をもとに、委員の皆さんの審査をお願いいたします。採点表については、グループホーム創設の審査のあと、まとめて回収し集計いたします。</p> <p><採点></p>
会長	<p>以上で大規模修繕の書類審査を終了します。</p>
会長	<p>(休憩)</p>
会長	<p>案件審議</p> <p>それでは、次の審査に移ります。「グループホーム創設」の審査方法及び審査基準について、事業課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p>グループホーム創設の審査方法及び審査基準の説明</p> <p>「グループホーム創設」について、特に重度障害者等である強度行動障害のある方、医療的ケアを必要とする方、重度の知的障害と重度の身体障害（肢体不自由）を重複している重症心身障害のある方を受け入れるグループホームの整備を優先します。</p> <p>審査基準についてご説明させていただきます。大項目として、Ⅰ～Ⅲまでの項目があります。大項目Ⅰが「法人等の運営の適格性」、Ⅱが「土地・建物、資金計画に関する事項」、Ⅲが「運営に関する事項」で、合計200点となっております。</p> <p>各委員におかれましては、先にお配りしております「協議書」に沿って後ほど説明させていただく事業概要の書類審査と法人面接審査に基づき、各項目についてこの基準と照らし合わせ、点数付けさせていただきます。</p> <p>各委員による点数が基準点100点に満たないものが委員の過半数の場合は選定の対象外となります。</p> <p>なお、グループホーム創設において今回応募は1件であり、順位付けはなく適否の審査となります。大規模修繕とグループホーム創設の比較した際の優先度は「堺市障害福祉計画」において「住まいの場の確保」を最優先にしていることから、合計点に関係なくグループホーム創設を優先的に順位付けしたいと考えています。</p> <p>審査方法及び審査基準についての説明は以上です。</p>

会長	<p>グループホームの選定方法と審査基準の説明が終わりました。優先順位の説明もありましたが、審査基準等につきまして何か質問等ございますか。</p>
会長	<p>選定方法及び審査基準につきまして、本審査会として承認したいと思います。それでは、「グループホーム創設」の書類審査に入らせていただきたいと思います。案件についての説明を所管課からお願いします。</p>
会長	<p>書類審査</p> <p>それでは、書類審査に入ります。 では、事業課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p>グループホーム創設案件1件（B法人）について、応募内容の概要説明。 ※応募書類により、「法人等の運営の適格性」、「土地・建物、資金計画に関する事項」、「運営に関する事項」の概要について説明。</p>
会長	<p>以上、事業課の説明が終わりました。何か質問はありますか。</p>
会長	<p>以上でグループホーム創設の書類審査を終了します。 採点につきましては、これから行う法人への面接審査（ヒアリング）の後に、必要に応じて点数を変更していただくことも可能です。</p>
会長	<p>（休憩）</p>
会長	<p>面接審査</p> <p>それでは、法人面接審査（ヒアリング）について、所管課から説明をお願いします。</p>
事業課	<p>面接審査の対象はグループホーム創設1法人です。出席者は各法人の代表者と施設長、またはそれに準ずる者の2名です。 委員と法人による質疑応答とし、時間は15分間です。</p>
会長	<p>法人説明について、何か質問はありませんか。</p> <p><質疑応答> 採点の考え方について確認。</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、面接審査を始めます。</p> <p>B 法人入室 B 法人出席者紹介</p> <p>B 法人面接審査</p> <p>< 質疑応答 ></p> <p>①施設整備ビジョン研究部会（法人内に設置）について確認。 ②実習生の受け入れ方針について確認。 ③法人の中長期計画における収支について確認。 ④虐待防止の取組について確認。 ⑤施設整備のスケジュールについて確認。 ⑥職員の相談窓口について確認。 ⑦法人内のハラスメント対応について確認。</p>
<p>会長</p>	<p>これをもって法人の面接審査を終了させていただきます。それでは書類審査、面接審査の結果をもとに、委員の皆さんの審査をお願いいたします。採点が終わられましたら、大規模修繕の採点表も合わせて回収して集計いたしますので事務局にお声がけください。</p> <p>< 採点 > < 集計 ></p>
<p>会長</p>	<p>集計結果発表</p> <p>集計結果を発表します。</p> <p>大規模修繕及びグループホーム創設について、いずれの案件も委員の過半数が基準点以上の採点でしたので、採択することとし、堺市長に報告します。ご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>< 異議なし ></p>
<p>会長</p>	<p>これをもって、大規模修繕及びグループホーム創設の審査を終了します。</p> <p>閉会</p>